



# 中 間 答 申 書

令和2年11月30日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

# 目 次

|                                   | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 【1 はじめに】                          | P 2 |
| 【2 審議事項に係る意見について】                 | P 4 |
| 【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】               | P 6 |
| (1) 費用負担割合                        |     |
| (2) 手数料の設定方法                      |     |
| (3) 手数料の納付方法                      |     |
| (4) 手数料額                          |     |
| (5) クリーンセンターへの自己搬入無料化の廃止          |     |
| 【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】       | P 8 |
| (1) 不法投棄及び違反ごみ対策                  |     |
| (2) 市民への周知                        |     |
| (3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大            |     |
| (4) 手数料収入の使途                      |     |
| (5) 高齢者や障がい者等への配慮                 |     |
| (6) 「令和元年東日本台風」の影響、コロナ禍における配慮について |     |
| 【5 今後の審議について】                     | P10 |
| 郡山市廃棄物減量等推進審議会委員                  | P11 |

## 【1 はじめに】

郡山市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29(2017)年 7 月に「郡山市一般廃棄物処理基本計画」策定に係る諮問を受け、平成 30(2018)年 1 月の答申において、様々な環境の変化に向けた取り組みが求められているなかで、市民、事業者、行政の役割分担を明確化することにより、経済優先型社会から循環型社会への構築が重要であるという基本的な考え方のもと、循環型社会実現に向けての取り組みとして「3 R を優先施策として推進すること」及び「生活系ごみの適正負担の推進について検討すること」との結論に達したところであります。

その後、令和元(2019)年 5 月には、「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてきたところであります。

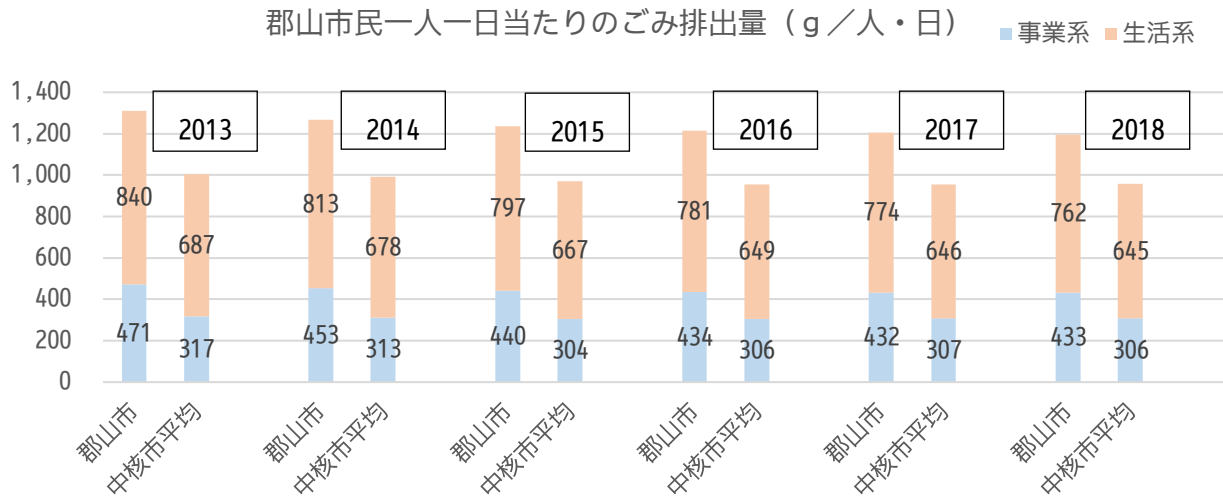
郡山市においては、東日本大震災による災害ごみの排出も落ち着き、また 3 R の推進により生活系ごみ全体の排出量は若干の減少傾向にあり、震災前のレベルに戻りつつあるが、依然として一人一日当たりのごみ排出量は他自治体との比較において平均値を大きく上回り、平成 30(2018)年度実績では全国 60 中核市のうち排出量が最多であったほか、ごみ処理費用についても年間費用が多額な状況（※データ1）であります。

また、生活系ごみのうち「粗大ごみ」の排出量については依然として増加傾向であること、さらには、まちづくりネットモニターによる「ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について」のアンケート調査の結果、「本市のごみ排出量が多いと感じている」という回答が多数を占め、「ごみ処理費用も多額である」（※データ2）という回答が過半数を占めている状況であり、本市のごみ処理状況については適正な状態ではないと認識されています。

これらのほか、中核市や県内の市における有料化の実施状況、有料化実施後の効果や課題についての検証、ごみ処理費用の有料化導入の必要性、さらに、本市において有料化を導入する場合の仕組みや配慮事項等について幅広く慎重に審議しました。

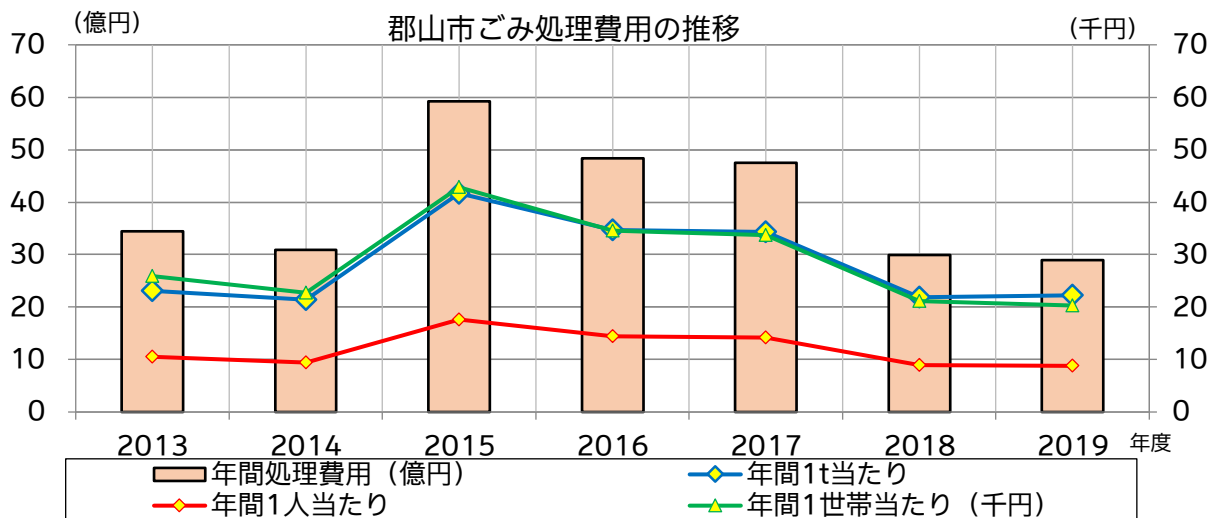
データ1

郡山市民一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)



|       | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 郡山市   | 1,310 | 1,266 | 1,237 | 1,215 | 1,205 | 1,195 |
| 中核市平均 | 1,004 | 992   | 971   | 955   | 952   | 951   |

※出典「環境省H30一般廃棄物処理実態調査結果」  
 ※生活系ごみ排出量には、集団資源回収量が含まれます。



| 年 度           | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 平均   |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 年間処理費用 (億円)   | 34.5 | 30.9 | 59.2 | 48.8 | 47.5 | 29.9 | 29.0 | 40.0 |
| 年間1トンあたり (千円) | 23.1 | 21.4 | 41.7 | 34.7 | 34.3 | 21.9 | 22.2 | 28.5 |
| 年間1人あたり (千円)  | 10.5 | 9.4  | 17.6 | 14.4 | 14.2 | 9.0  | 8.8  | 12.0 |
| 年間1世帯あたり (千円) | 25.9 | 22.8 | 42.8 | 34.6 | 33.7 | 21.1 | 20.3 | 28.7 |

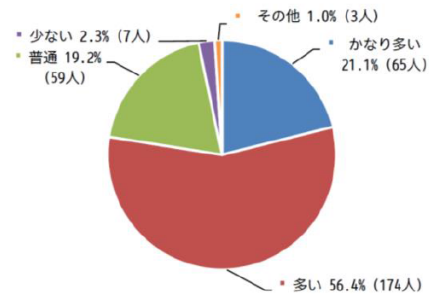
※人件費を含み、災害ごみ・あわせ産廃のごみ量及び処理費用を除く。  
 ※あわせ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物であり、郡山市においては、紙くず・木くず・繊維くず・植物に係る固形状の不要物を指す。

## データ2

『ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について』アンケート結果の抜粋(平成30年10月実施)

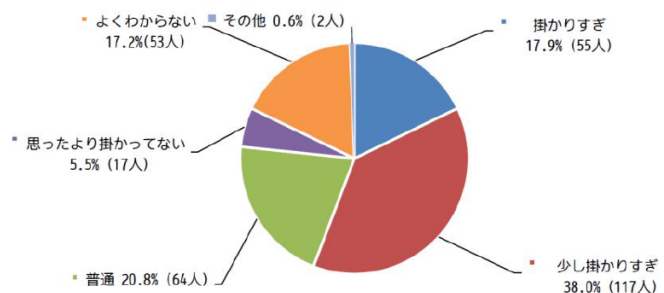
○郡山市の平成29年度の年間ごみ排出量は約148,000 tで、1人1年間当たり442kgですがどう思いますか？(1つ選択)

参考(1人1日当たりの排出量  
郡山市 約1,212g 中核市平均 980g)



○郡山市の平成29年度のごみ収集や焼却及び埋立処理の費用は約47億円であり、1人1年間当たり約14,200円の費用が掛かっておりますがどう思いますか？(1つ選択)

参考(1人1日当たり約39円)



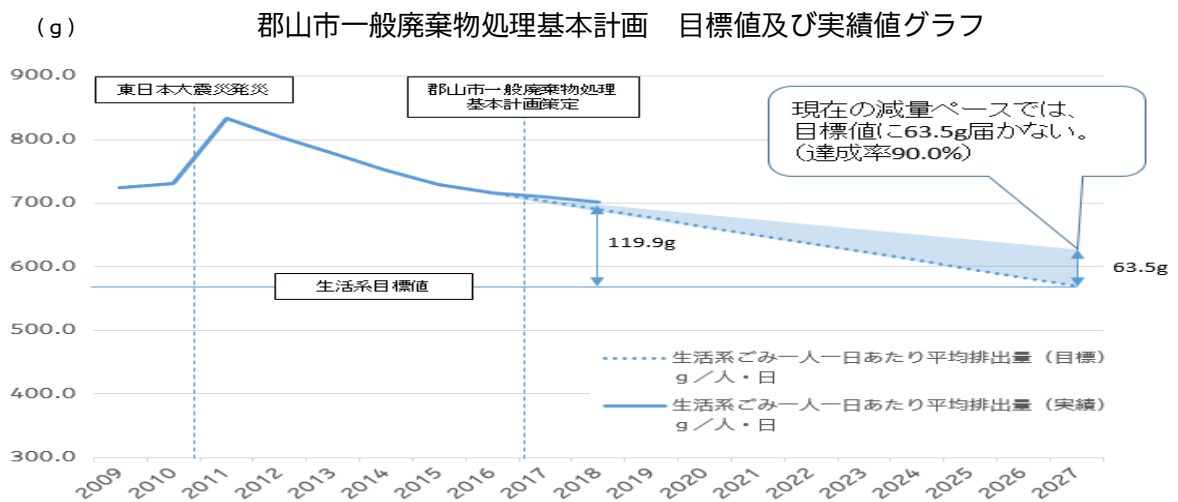
## 【2 審議事項に係る意見について】

生活系ごみの排出量は僅かに減少傾向にあるが、平成30(2018)年4月策定の「郡山市一般廃棄物処理基本計画」における、ごみ排出量の目標値(※データ3)を達成することは勿論、中核市の中においても模範的な循環型社会を構築するためには、更なるリデュース、リユース、リサイクルの推進のほか、ごみ処理費用負担の公平性の確保及び市民の意識改革などを主な目的として、生活系ごみ処理費用の適正負担の導入は必要であると考えられますが、ごみ処理費用全体の有料化の導入は、家計に新たな負担を恒常的に生じさせることから、市民生活に与える影響が大きく、理解が得られにくいと考えられます。

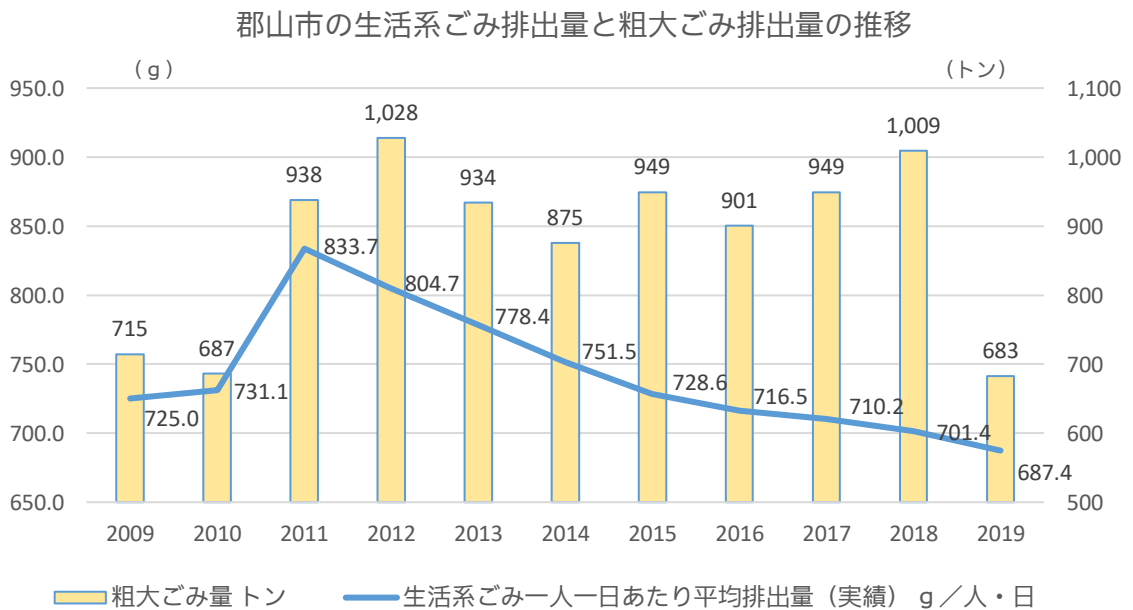
しかしながら、生活系ごみのうち粗大ごみについては排出量が増加傾向(※データ4)にあること、市全体のごみ排出量に占める割合が僅少(※データ5)、かつ排出者が一部の市民に限られているという理由により、市民生活への影響が少なく、理解も得られやすいと考えられることから、粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入し、市民(消費者)の意識改革を促すことが、ごみの減量には有効な手段であると考えられます。また、市民一人ひとりの意識が変わることによって、ごみの減量化が進むこととなれば、ごみ処理に要する経費が削減でき、ごみ処理施設の長寿命化が図られるだけでなく、他の環境政策等の様々な市民サービスに財源を充てることも考えられます。さらにこれらの取組みは、平成27(2015)年の国連総会にて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の一つである、ゴール12[つくる責任つかう責任]、ゴール13[気候変動に具体的な対策を]の目標達成を目指すことにも繋がるものと考えられます。

このようなことから本審議会においては、まずは、粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度、いわゆる「郡山スタイル」の構築を目指すべきことが適当であることから、今回は中間答申とするとの意見で一致しました。

**データ3**



**データ4**



※2019年度の粗大ごみについては、令和元年東日本台風の影響で約5カ月間、受入を停止した。

**データ5**

郡山市のごみの内訳とごみ量全体に占める粗大ごみの割合

(トン)

|                 | 2014    | 2015    | 2016    | 2017    | 2018    | 2019    | 平均      |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 燃やしてよいごみ        | 159,741 | 144,358 | 137,920 | 134,750 | 135,958 | 142,924 | 142,609 |
| 燃えないごみ          | 4,312   | 4,411   | 4,162   | 4,049   | 4,048   | 6,440   | 4,570   |
| 資源物             | 9,825   | 9,203   | 8,625   | 8,337   | 8,029   | 7,200   | 8,537   |
| 粗大ごみ            | 875     | 949     | 901     | 949     | 1,009   | 683     | 894     |
| 合計              | 174,753 | 158,922 | 151,608 | 148,086 | 149,043 | 157,247 | 156,610 |
| ごみ全体に占める粗大ごみの割合 | 0.50%   | 0.60%   | 0.59%   | 0.64%   | 0.68%   | 0.43%   | 0.57%   |

**【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】**

平成 30(2018)年度現在において、粗大ごみの処理費用の有料化を導入している中核市は 54 市のうち 44 市 (全体の 8 割強)、また、県内の市においては 13 市のうち 7 市 (全体の 5 割強) という状況であり、多くの自治体有料化を導入しています。

これらの先行自治体における、手数料の設定に係る根拠や有料化の具体的な実施方法について、項目別 (※データ6、比較表) に十分に比較検討するとともに、環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25(2013)年 4 月)」を参照し、周辺自治体とのバランスや面積が広大なうえ山間地を有することで、不法投棄の増加が心配される本市の地域性などにも配慮し、総合的に勘案したところ、次のような方法で実施することが妥当であると考えます。

**データ6 粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合について**

①粗大ごみ処理費用 (平成 25 年度から平成 30 年度までの 1 年あたりの平均値)

| 収集運搬費用<br>(支出額) | + | 処理費用<br>(按分により算出) | = | 収集運搬処理費用<br>(A) |
|-----------------|---|-------------------|---|-----------------|
| 26,404千円        | + | 21,861千円          | = | 48,265千円        |

②粗大ごみ年間処理件数

| 年間処理件数<br>(B) | 1件あたり点数<br>(C) | 粗大ごみ量<br>(D) | 1件あたり重量<br>(D) / (B) = (E) | 1点あたり重量<br>(E) / (C) |
|---------------|----------------|--------------|----------------------------|----------------------|
| 17,749件       | 2.64点          | 936,290kg    | 52.74kg/件                  | 19.98kg/件            |

③粗大ごみ負担割合の試算

| 負担割合                             | 100%     | 75%      | 50%      | 25%     |
|----------------------------------|----------|----------|----------|---------|
| 品物 1 点あたり<br>(A) / ( (B) × (C) ) | 1,030円/点 | 773円/点   | 515円/点   | 258円/点  |
| 申込 1 件当たり<br>(A) / (B)           | 2,719円/件 | 2,039円/件 | 1,360円/件 | 680円/件  |
| 重量 10kg あたり<br>(A) × 10 / (D)    | 516円/kg  | 387円/kg  | 258円/kg  | 129円/kg |

## 比較表

### 手数料の設定方法について

| 項目                 | 品目別制   | 定額制   | 重量制  |
|--------------------|--|---|--|
| 手数料の<br>分かりや<br>すさ | △<br>品目により料金が異なるた<br>め、利用者は金額を把握しづ<br>らい。また、品目によっては<br>寸法の確認が必要。 | ○<br>個数に比例するので、利用者、<br>市とも手数料が分かりやすい。           | ×<br>利用者が重量を量る必要があ<br>るため負担が大きい。また、重<br>量物は測定が不可能。 |
| 公平性                | ○<br>品物の大きさ、重量に応じて<br>料金が設定されるため、不公<br>平感が最も少ない。                 | ×<br>軽量物、重量物ともに同じ金額<br>となるため、品目により不公平<br>感が大きい。 | △<br>品物の重量に応じて金額が設<br>定されるため、比較的に不公平<br>感が少ない。     |

#### (1) 費用負担割合

粗大ごみの処理費用に対する排出者の費用負担割合については、実際の収集運搬から処理に係る費用と件数の割合からみると、全額相当(1点あたり 1,049 円)では負担が大きく、逆に割合が小さ過ぎると、効果が薄いものとなることが懸念されることから、排出者の費用負担割合は「50%」とすべきと考えます。

#### (2) 手数料の設定方法

手数料の設定方法について(※比較表)は、「品目別制」、「定額制」及び「重量制」に大別され、それぞれ一長一短ありますが、粗大ごみの大小に関係なく1点あたりの手数を定める「定額制」や、逆に1点1点全て計量して手数料を計算する「重量制」よりも、粗大ごみ毎の大きさ・重量に応じて料金を設定する「品目別制」が、排出者における理解及び公平性の総合評価が高いことから、手数料の設定方法は「品目別制」とすべきと考えます。

#### (3) 手数料の納付方法

手数料の納付方法については、「処理券販売方式」、「納付書送付方式」及び「現金納付方式」に大別されますが、販売店が多い場合には排出者の利便性が高く、また、納付漏れや現金紛失等の心配が無いという利点があることから、「処理券販売方式」とすべきと考えます。

なお、販売店としてコンビニエンスストアなどの小売店を指定することが考えられます。



#### (4) 手数料額

周辺自治体や中核市における処理手数料と比較し、均衡の取れた金額とすべきであると考えます。

#### (5) クリーンセンターへの自己搬入無料化の廃止

現在の粗大ごみの処理方法は、本市に自宅への回収を依頼するか、クリーンセンターへ自己搬入することとしておりますが、ごみ処理手数料は無料とされています。

今後、本市に回収依頼する場合について、処理費用の有料化が導入されることとなれば、クリーンセンターへ自己搬入した場合についても、費用負担の公平性の確保のため、無料化を廃止すべきと考えます。

### 【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】

#### (1) 不法投棄及び違反ごみ対策

ごみ処理費用の有料化導入時において、他市の例にもあるとおり、一時的に不法投棄量が増加する可能性が高まることから、本市においても同様の状況が発生することが推測されます。

また、粗大ごみを集積所に排出する、いわゆる違反ごみの増加も懸念されることから、関係団体や町内会等と連携し、周知啓発活動やパトロール等による監視及び予防体制の強化が必要であると考えます。

#### (2) 市民への周知

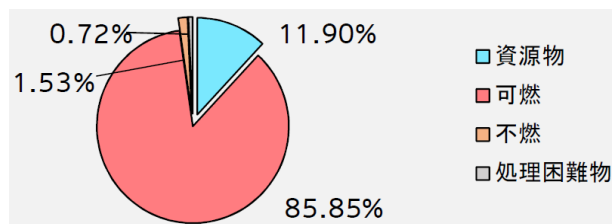
有料化の導入にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、広報誌やウェブサイトなど様々な広報媒体を活用し、本市におけるごみの現状と今後の課題など、有料化の必要性をしっかりと説明すべきと考えます。

そして、有料化の導入により、生活系ごみ全体の減量化に向けた市民の意識改革を促し、現状(※データ7)から更なるごみの分別を図っていくことが循環型社会の推進に寄与することを、市民全体に周知が行き渡るよう、繰り返し丁寧に説明すべきと考えます。

## データ7

生活系ごみの組成調査結果（令和元(2019)年7月実施）

|       |          |
|-------|----------|
| 資源物   | 83.0 kg  |
| 可燃    | 598.9 kg |
| 不燃    | 10.7 kg  |
| 処理困難物 | 5.0 kg   |
| 合計    | 697.6 kg |



### （3）粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大

現在、町内会・子ども会などの団体による集団資源回収、行政による資源物回収や粗大ごみ再使用推進事業（リユース家具の無償譲渡）といった活動が実施されています。

これらの活動は、ごみ排出量の縮減（リデュース）に寄与するだけでなく、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）にも貢献するものであることから、それらを継続させるだけでなく、より一層の事業推進・拡充がなされるよう自ら励むとともに民間活動の支援にも努めるべきと考えます。

### （4）手数料収入の使途

手数料収入を充てる事業は、有料化が粗大ごみの収集運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連事業、ごみの減量化や資源化、リサイクルの推進などに特定して扱うべきと考えます。

### （5）高齢者や障がい者等への配慮

粗大ごみは大半が重く、大きいため、戸外へ排出することが困難である市民も多いと考えられます。地域社会の相互扶助だけでは対応が困難である場合も想定されることから、福祉部門と連携し、粗大ごみ収集に関する対策を検討すべきと考えます。

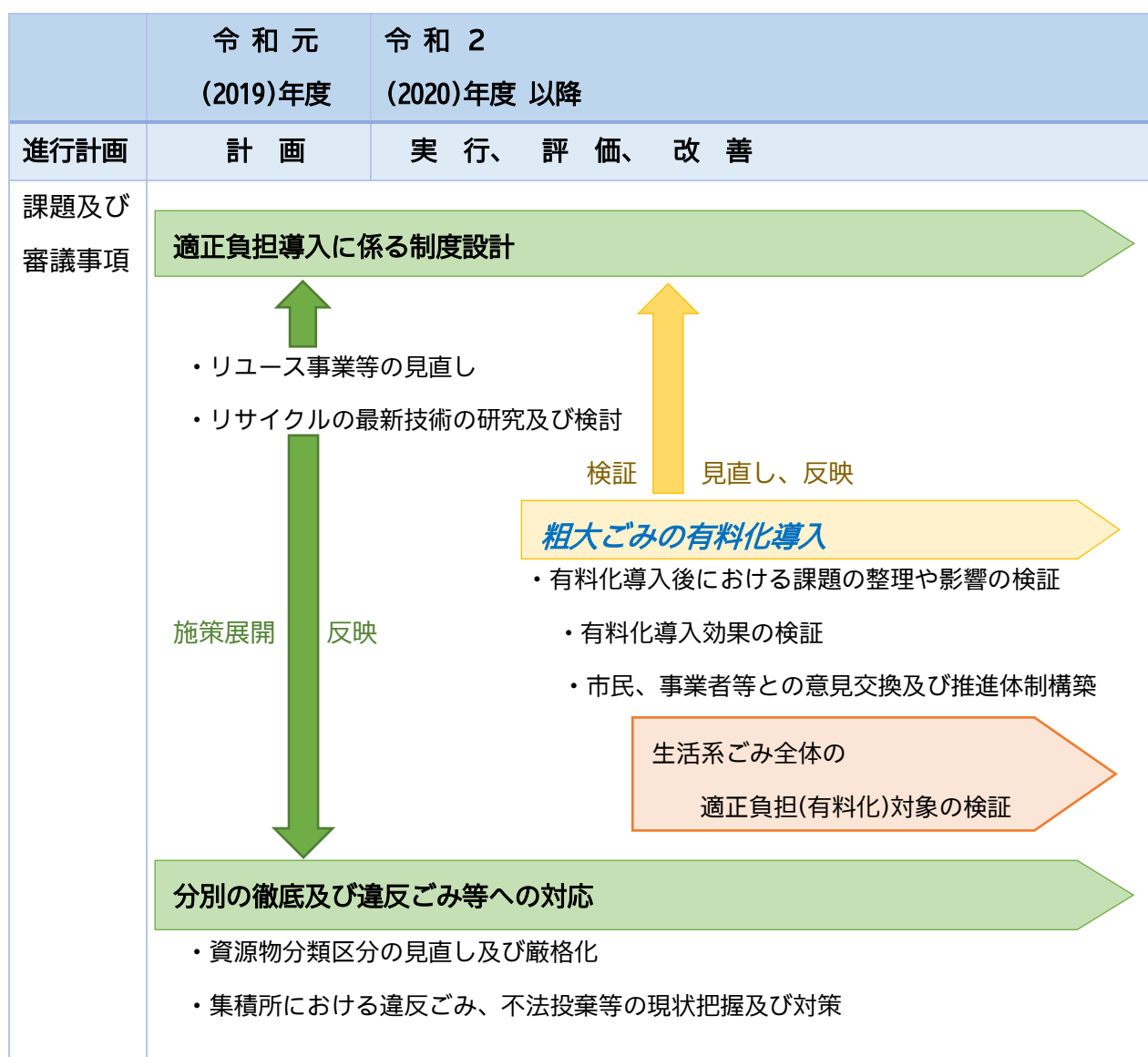
### （6）「令和元年東日本台風」の影響、コロナ禍における配慮について

市内各所で甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」により被災された方々の生活再建、さらには、現下の新型コロナウイルス禍の厳しい社会経済状況や、これを背景として、国県市を問わず行政が一丸となって経済再生のための各種対策を講じていることなども考慮に入れ、導入時期については慎重に見極め、また、導入手法についても「新しい生活様式」を十分に考慮すべきと考えます。

【5 今後の審議について】

粗大ごみの処理費用の有料化導入は、本市における生活系ごみ排出量の削減に向けた市民の意識改革を図るための第一歩であり、それがもたらす効果や影響についての検証、課題の整理及び分析を行い、引き続き、本市にとってふさわしい生活系ごみ全体の処理手数料の適正負担の在り方について、有料化を導入すべきか否か、さらに継続して審議すべきかなど、2年程度をかけて最終的な答申とするべく丁寧に審議を積み重ねていくこととします。

今後の予定



## 郡山市廃棄物減量等推進審議会

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 会 長 | 中 野 和 典 | 典 房   |
| 副会長 | 堀 川 紀 典 | 志 宏   |
| 委 員 | 江 口 山 敏 | 忠 美   |
| 委 員 | 影 山 島   | 一 吉   |
| 委 員 | 川 小 林 藤 | 文 茂   |
| 委 員 | 佐 佐 木 井 | 光 玲   |
| 委 員 | 鈴 鈴 武   | 大 孝   |
| 委 員 | 沼 橋 本   | 真 理   |
| 委 員 | 平 平 城   | 大 二 郎 |
| 委 員 | 藤 原     | 賢 一   |
| 委 員 | 宗 像     | 健 雄   |